

特殊車両通行制度に関する説明会 ～デジタル化により新制度の導入～

国土交通省 道路局 道路交通管理課

企画専門官 中西 健一郎

課長補佐 田中 完秀

令和4年1月19日

1. 道路の老朽化

- 道路構造物の現状（橋梁） 3
- 過積載の大型車両が道路橋に与える影響 4
- 重量超過した大型車両が道路橋に与える影響 5

2. 特殊車両通行許可制度とは

- 特殊車両通行許可制度の概要 7
- 特殊車両通行許可の審査 9
- オンライン個別協議システム 13

3. 違反取締りや違反者への指導等の強化

- 違法に通行する大型車両の取締りの徹底 16
- 悪質な重量制限違反者への告発（レッドカード） 18

4. 最近の施策等の動向

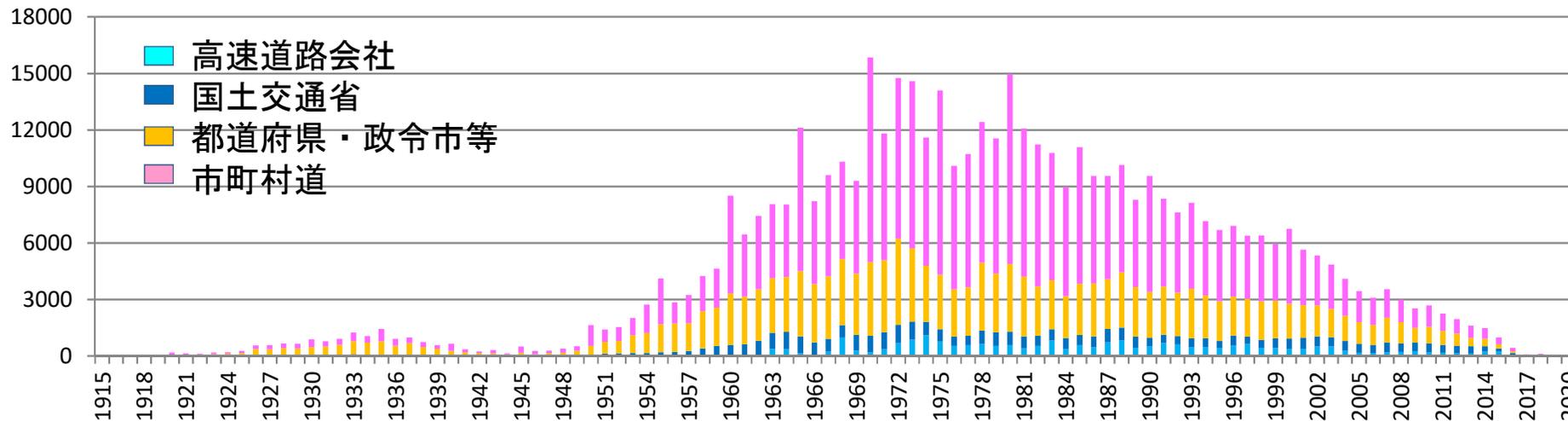
- (1) 協議状況の見える化 21
- (2) 誘導車の配置条件の合理化について 23
- (3) 高速道路における特車許可基準（車幅）の見直し 27
- (4) 新たな特殊車両通行制度 30

1. 道路の老朽化

道路構造物の現状(橋梁)

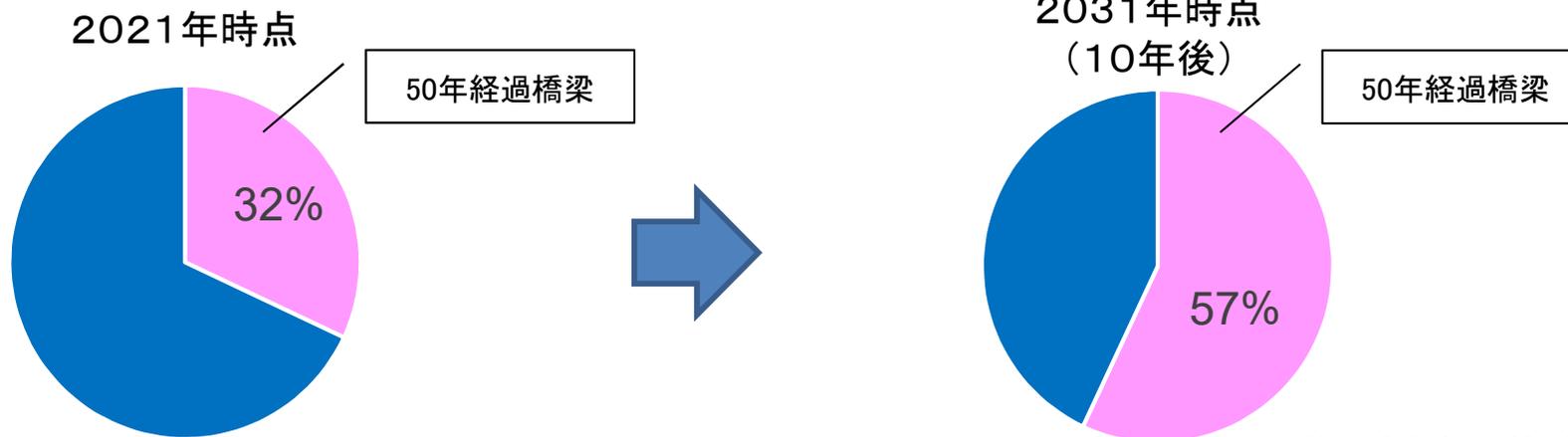
○建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約32%であるのに対し、10年後には約57%に急増。

○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋
(出典)道路局調べ(2021.3時点)

○50年経過橋梁の割合



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋
(出典)道路局調べ(2021.3時点)

過積載の大型車両が道路橋に与える影響

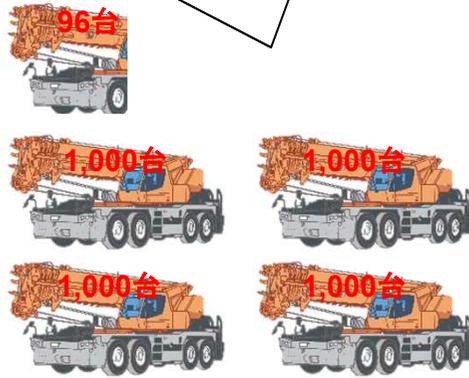
○重量制限超過の大型車両は、道路構造物への影響が甚大（劣化を早める）

◇コンクリート床版への影響の試算

コンクリート床版への影響度は、
重量(軸重)の約12乗に比例

軸重10t × 4,096台

軸重20t



軸重10トンの車両約4,000台分の疲労が蓄積されることになる

◇橋梁のコンクリート床版※の損傷事例

※車両を直接支える部材

白河橋(H16. 2)

所在地:福島県白河市五番丁川原

路線名:国道4号

橋長:160.1m

架設竣工年:S36



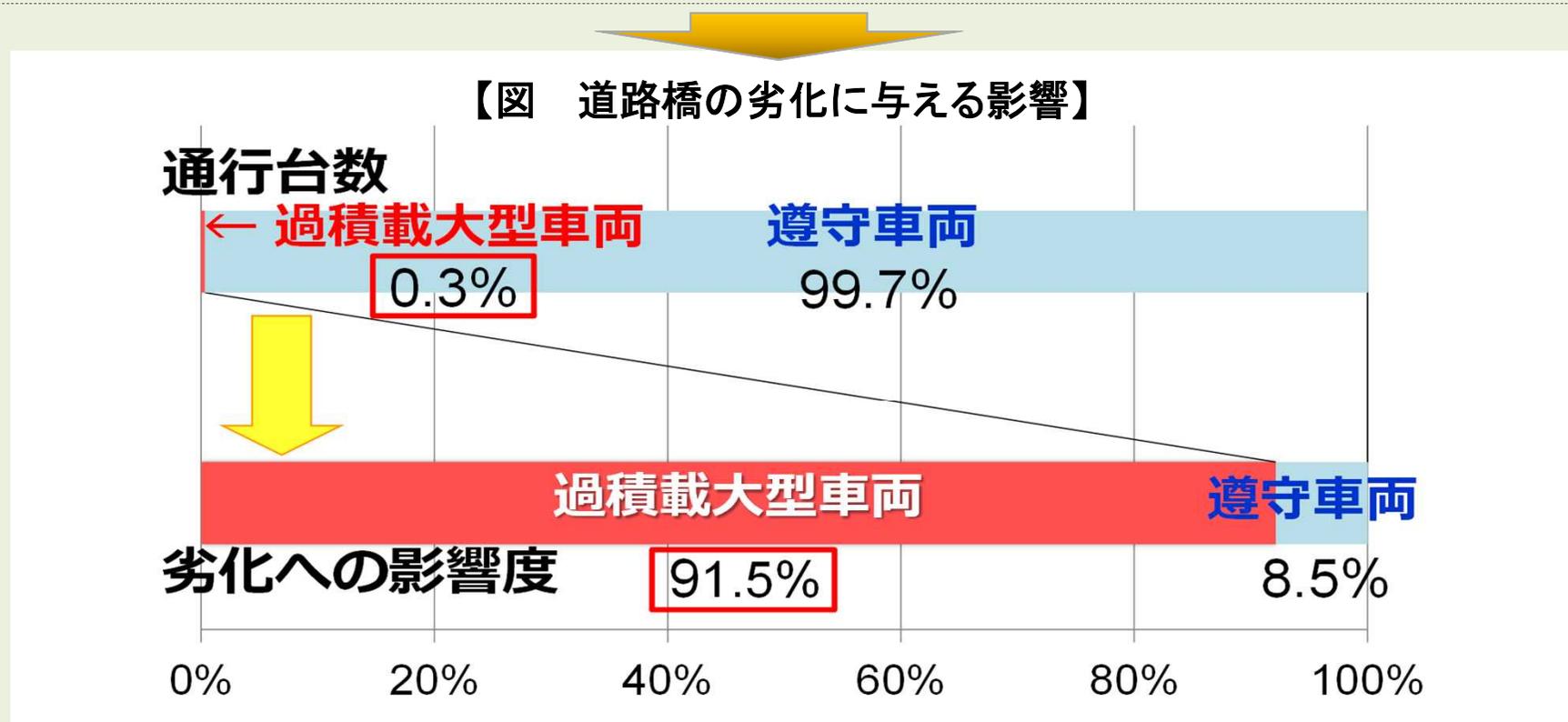
重量超過した大型車両が道路橋に与える影響

背景

1. **0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。**

➡ **軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当**

2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



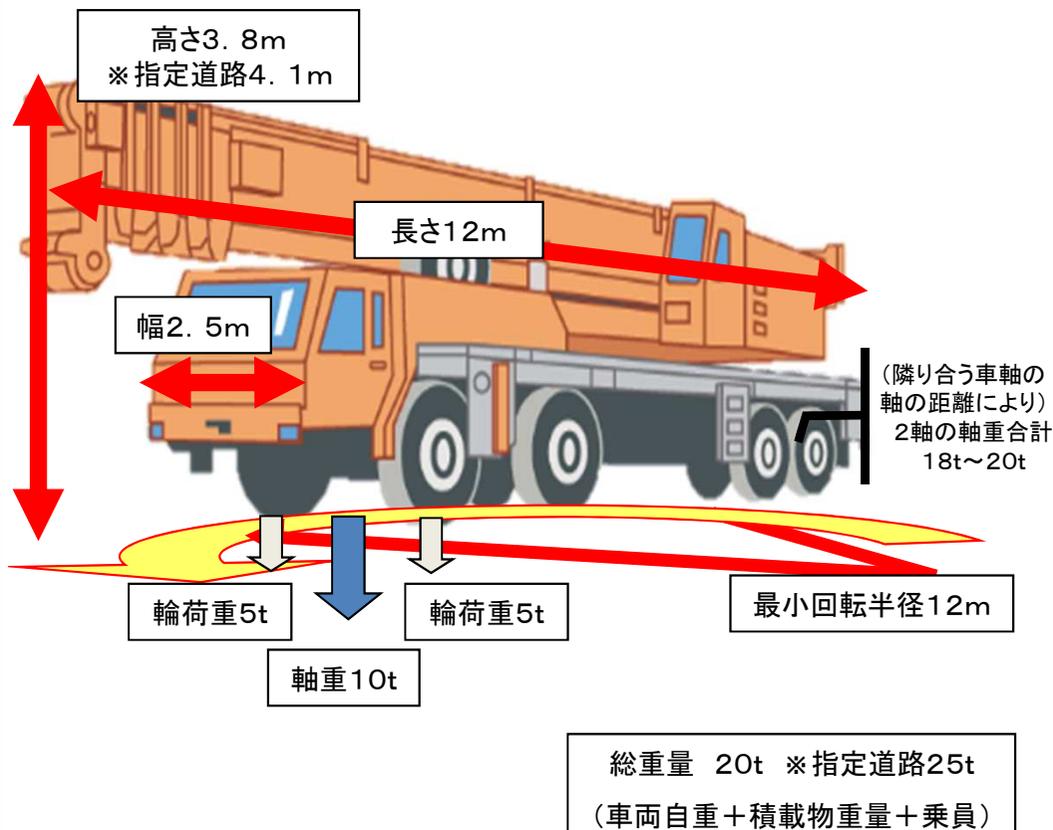
自動計測装置(当時全国39箇所に設置)のデータから試算

2. 特殊車両通行許可制度とは

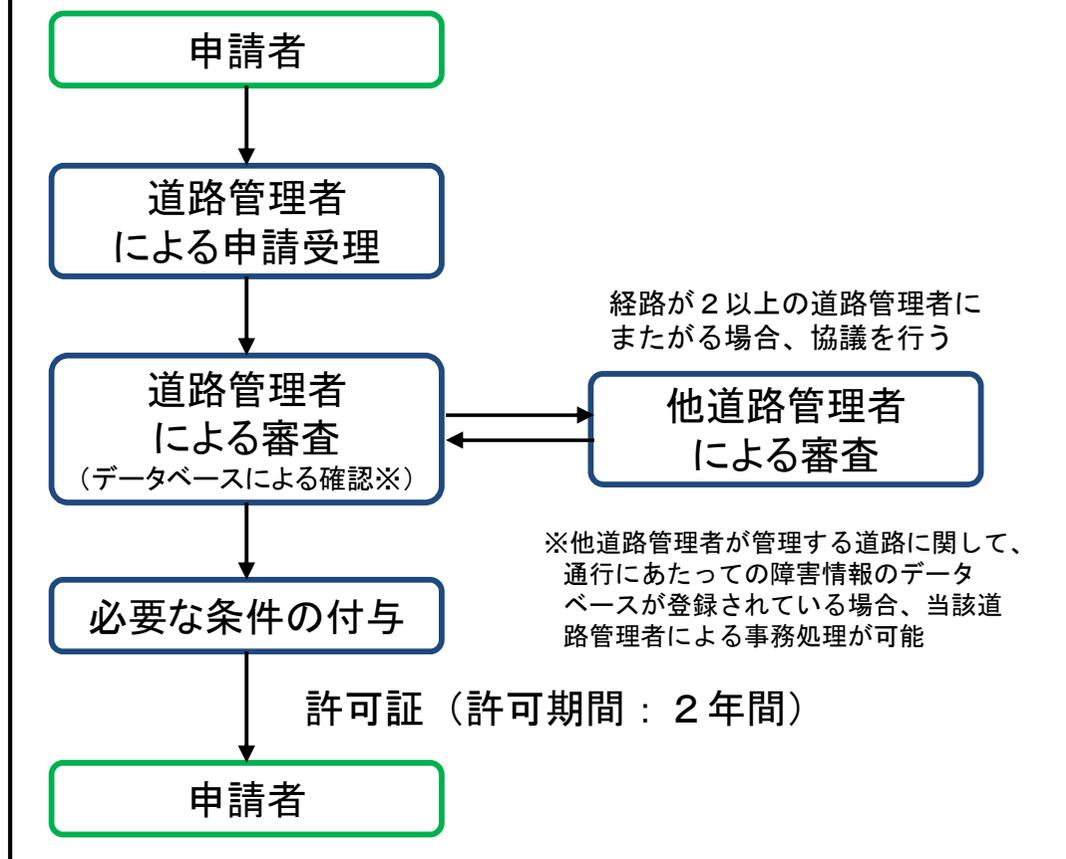
特殊車両通行許可制度の概要

- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、この規格を超える車両は、原則として通行できない（道路法第47条第2項）
- 車両の構造や積載貨物が特殊である場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険の防止に必要な条件を附して通行を許可

車両制限令に基づく車両の一般的制限値

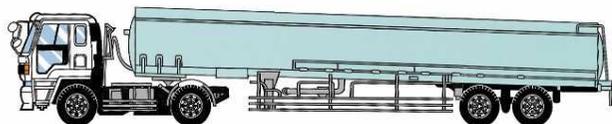


特殊車両通行許可の手順

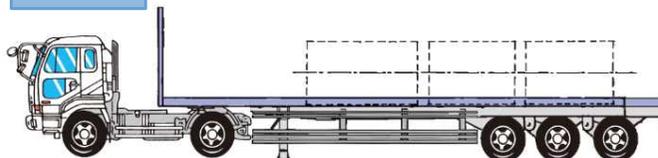


代表的な特殊車両

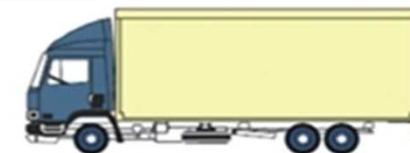
タンク型



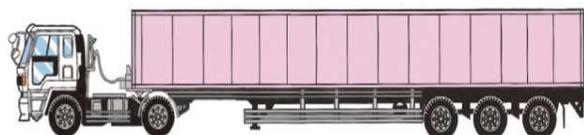
船底型



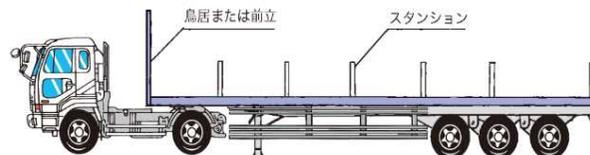
トラック(単車)



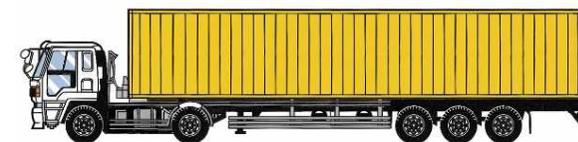
コンテナ型



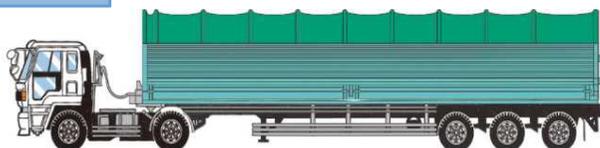
スタンション型



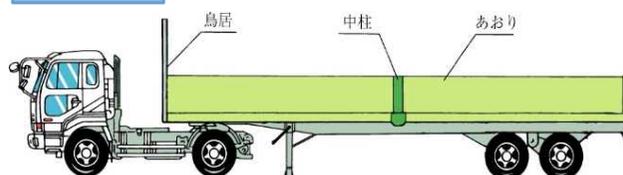
海上コンテナ



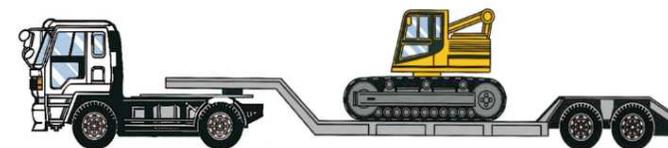
幌枠型



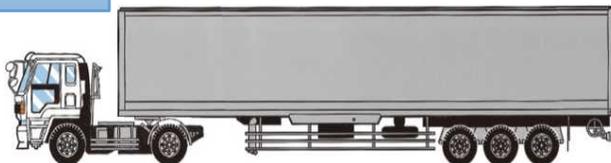
あおり型



重セミ



バン型



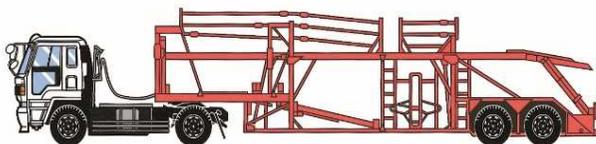
建設機械類



ダブルス



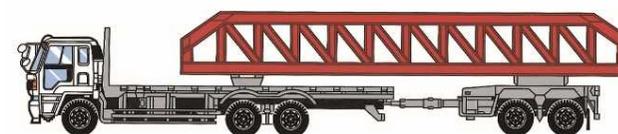
自動車運搬用



フルトレーラ



ポールトレーラ



特殊車両通行許可の審査

○申請の審査

申請書を受け付けた道路管理者は、道路の構造の保全及び交通の危険の防止を図る上で、支障が無く通行できるかどうかについて、**道路の構造と車両の諸元との物理的な関係を個別に審査**します。

○申請から許可(不許可)までの標準処理期間

許可または不許可とされるまでの標準処理期間は、その申請の内容が

1. 申請経路が道路情報便覧に記載の路線で完結している場合
2. 申請車両が超寸法車両および超重量車両でない場合
3. 申請後に、申請経路や諸元などの申請内容の変更がない場合

には、申請書記載の「受付日」から次のとおりとなっています。

- ・新規申請および変更申請の場合は**3週間以内**
- ・更新申請の場合は**2週間以内**

○許可証の交付

通行が許可されたときには、道路管理者から通行条件とともに**許可証が交付**されます。
オンライン申請の場合は、**インターネットを利用して、許可証データ(電子許可証)を受信**できます。
オンライン申請以外の場合には、申請した窓口へ出向いて受け取る必要があります。

特殊車両通行許可の審査

○許可期間

通行許可の期間は次のとおりです。

区 分	許可期間	
	優良事業者	その他
寸法又は重量が一定の基準（別表参照※）に掲げる数値のいずれかを超える諸元の車両（道路運送法による一般旅客自動車運送事業の用に供する車両を除く）	2年以内	1年以内
上記以外の車両	4年以内	2年以内

○不許可とは

道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知されます。

特殊車両通行許可の審査

○通行条件とは

審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときには、通行に必要な条件を附して許可します。この条件を通行条件といいます。通行条件には次のようなものがあります。

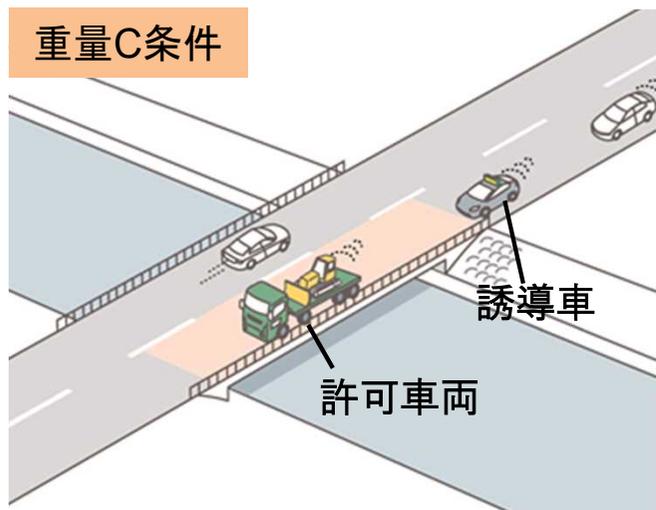
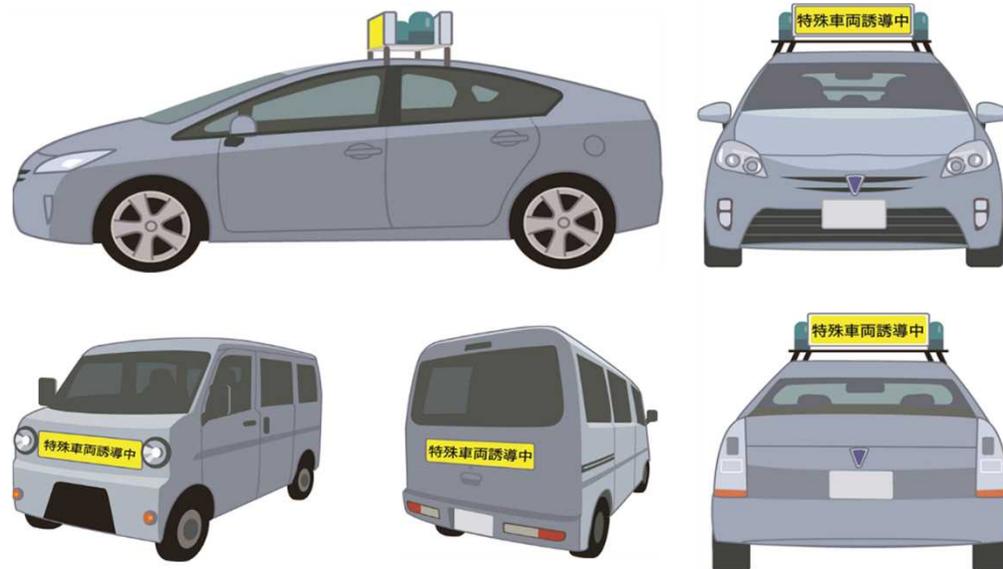
通行条件	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別の条件を付さない。	特別の条件を付さない。
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	<p>以下を条件とする。</p> <p>① 徐行をすること。</p> <p>② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。</p> <p>③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。</p>	<p>(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合)</p> <p>以下を条件とする。</p> <p>① 徐行をすること。</p> <p>② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。</p> <p>③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。</p> <p>(交差点の左折又は右折の場合)</p> <p>以下を条件とする。</p> <p>① 徐行をすること。</p> <p>② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。</p> <p>③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。</p>
D	<p>以下を条件とする。</p> <p>① 徐行をすること。</p> <p>② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。</p> <p>③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。</p> <p>④ 隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。)</p>	

特殊車両通行許可の審査

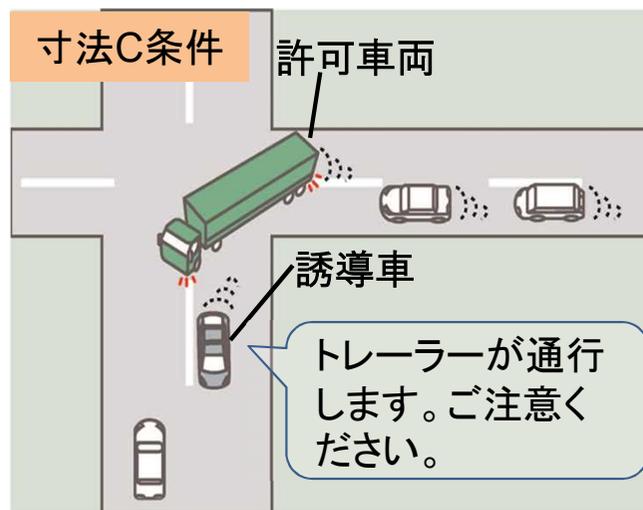
(誘導車例)

○誘導車の基本的な役割

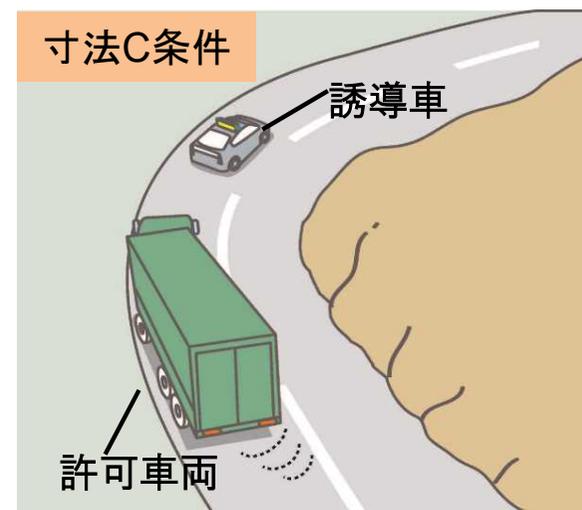
- ①特殊車両の通行を補助するため、
 - ・対向車等の通行の状況
 - ・道路の形状
 - ・駐車車両や工事箇所等の通行の障害等に係る情報を視認により収集し、特殊車両の運転者に連絡、助言等すること。
- ②対向車や後方の車両に対し、注意喚起すること。



徐行
許可車両の後方に誘導車配置
赤色内の他車を排除



徐行
許可車両の前方に誘導車配置
対向車線へのはみ出し注意

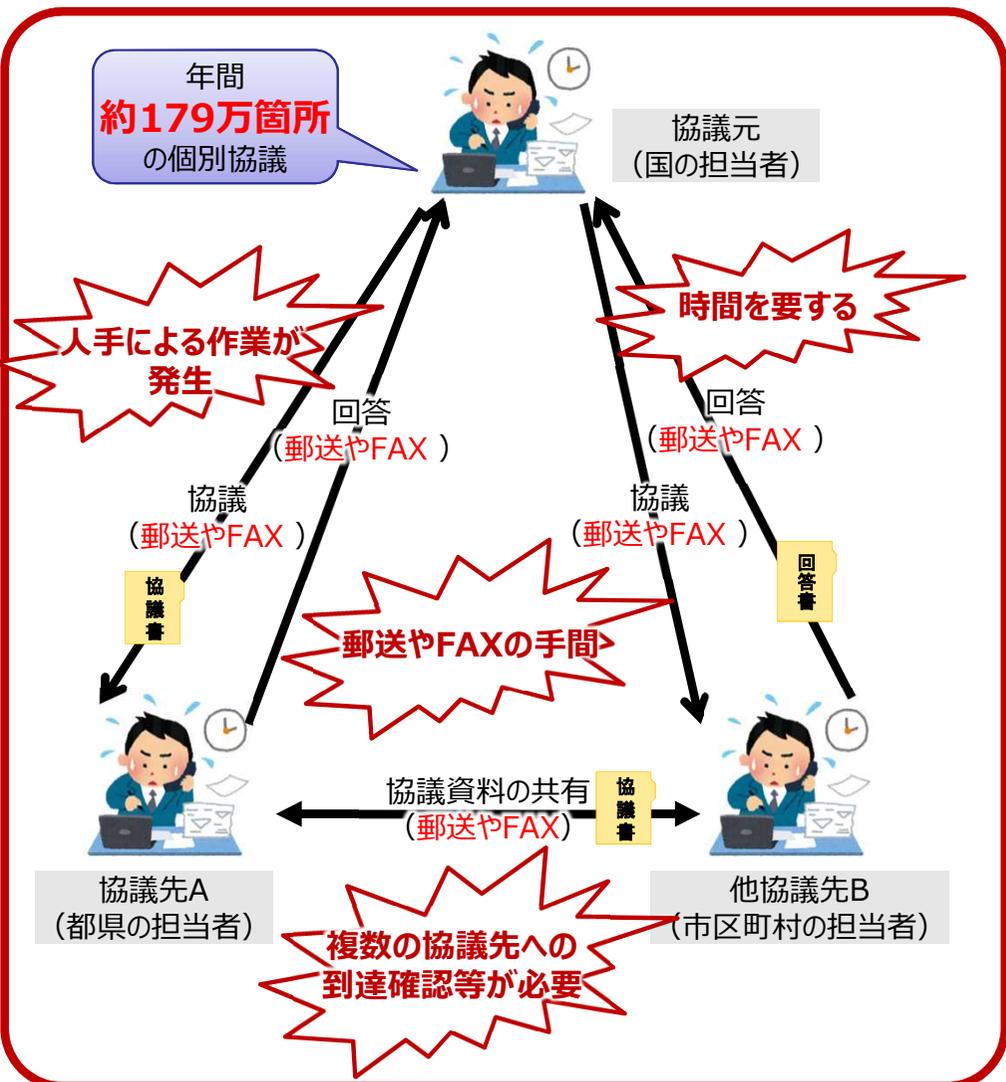


徐行
許可車両の前方に誘導車配置
前方からの車両有無を連絡

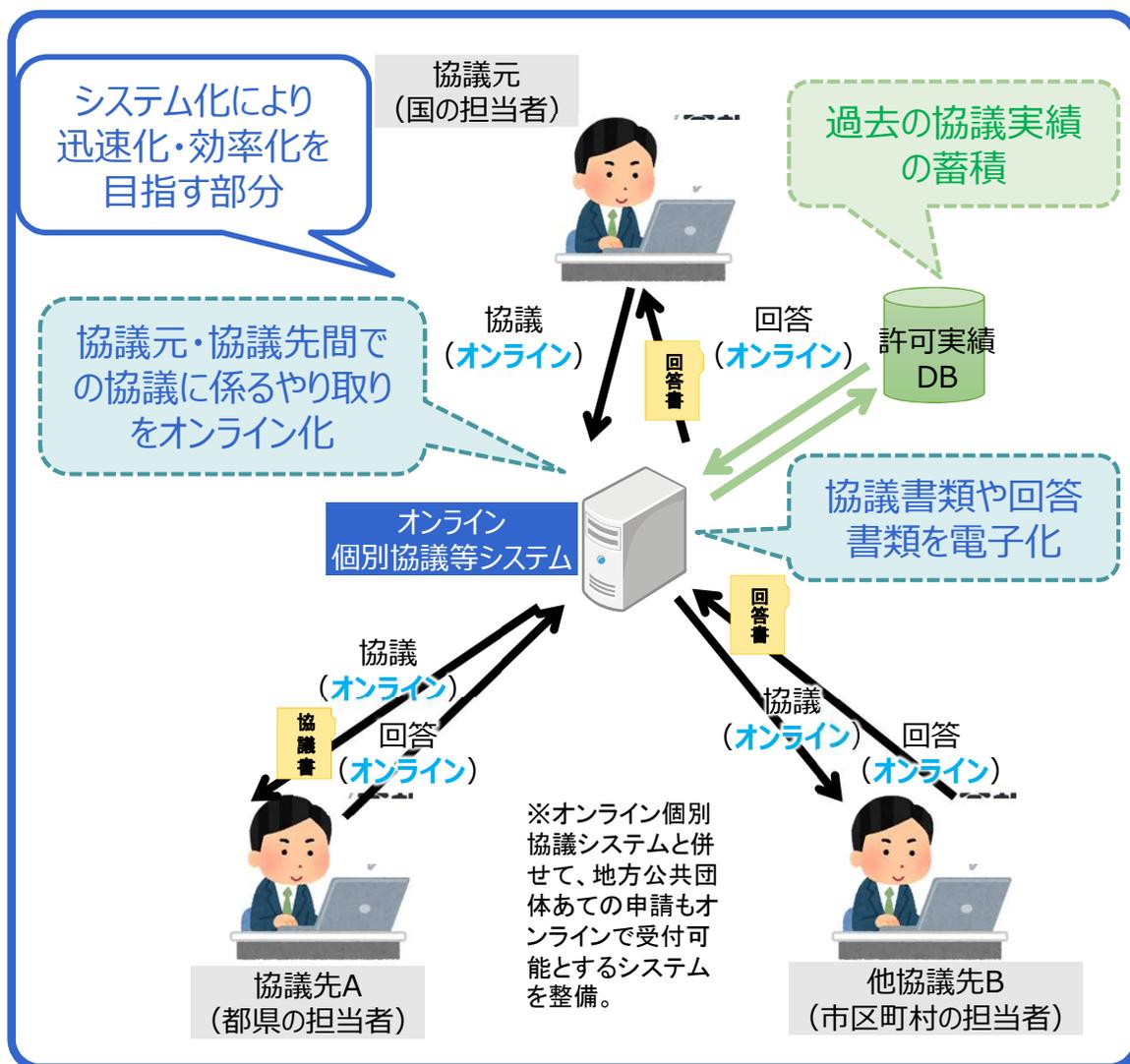
オンライン個別協議システムのイメージ (令和2年6月8日より運用開始)

- 現行の個別協議では、郵送やFAXを用いて行われており、大量の印刷が発生していることや、協議資料の準備～回答書の作成が人手で行われており、協議元及び協議先の負担増大
- 協議書等を電子データ化・オンライン化することにより、協議作業等の迅速化・効率化を実現

現行の個別協議



オンライン個別協議等システムを活用した個別協議



オンライン個別協議等システムの導入の必要性(道路管理者)

- 現在、特殊車両通行許可の平均審査日数(個別協議有)は約28日であるが、そのうち、協議に要する日数が平均18日を占めている。このため、**審査の迅速化には協議手続の迅速化が不可欠**となる。
- また、特殊車両通行許可の申請件数が年々増加することによって、道路管理者における事務の負担が増大しており、**作業の効率化により事務の負担の軽減を図る必要**がある。
- このような状況を踏まえ、オンライン個別協議システムを導入することにより、協議に係る作業の効率化等を図るとともに協議手続の迅速化を図る。(令和2年6月8日から運用開始)。

(導入のメリット)

- ①国への協議回答、他の道路管理者への協議等について、郵送やFAXでなくシステム上で行うことによる道路管理者における**作業の効率化(省力化)・経費の節減**
- ②協議の処理(審査等)について、以下の機能を有する本システム上で行うことによる道路管理者における**作業の効率化(省力化)**
 - <本システムの主な機能>
 - ・協議箇所が地図上で容易に確認可能
 - ・審査結果(通行条件等)を選択形式で迅速に入力可能
 - ・審査結果(通行条件等)の蓄積により、過去の審査結果を参照でき、容易に審査が可能
 - ・メール配信通知により、協議受領の見落としの防止
 - ・協議状況の見える化によって容易に協議先と協議元間での状況の確認が可能
- ③地方公共団体(道路管理者)あての申請についてもオンラインで受付可能となることによる**許可申請者における事務負担の軽減**

※①及び②のメリットが発揮されるためには全ての道路管理者が本システムを使用することが必須。

3. 違反取締りや違反者への指導等の強化

違法に通行する大型車両の取締りの徹底

○自動計測装置による計測

基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を自動的に判定。



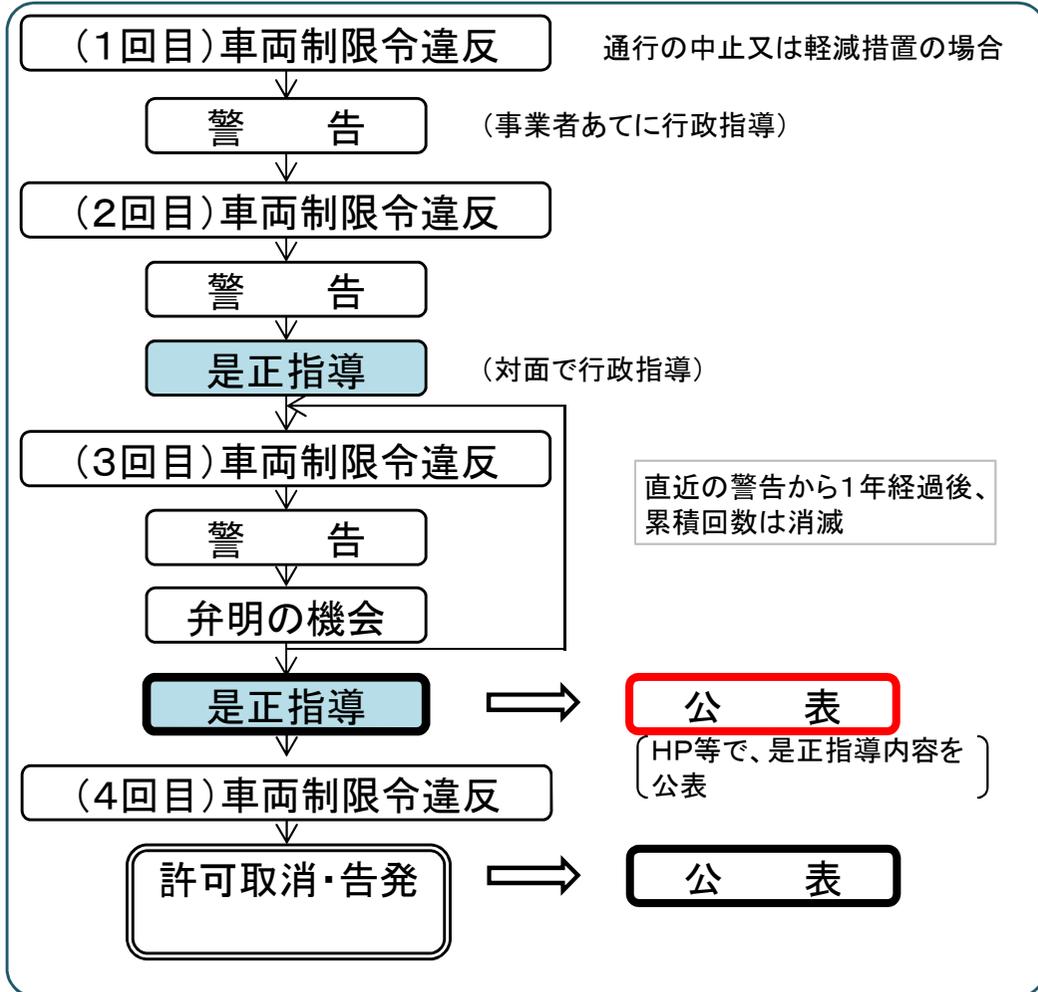
○取締基地における取締り

道路脇に設置された取締基地において、車両を引き込み、重量・寸法を計測し、違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減などの措置命令や警告を実施。

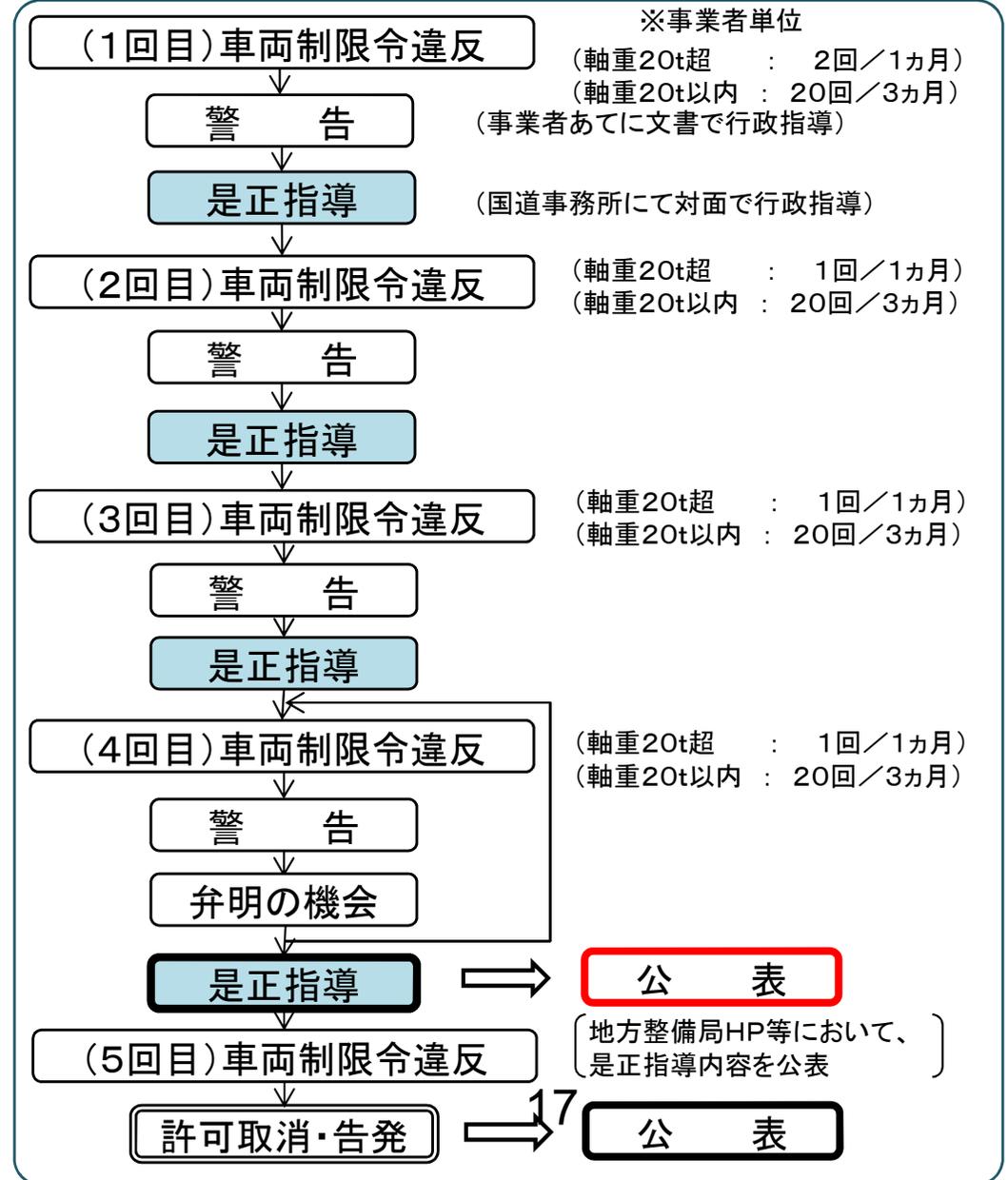


行政指導の流れ(直轄国道の例)

基地取締り



WIM取締り

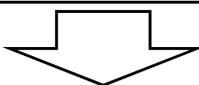


悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)

背景

重量制限超過の大型車両は、道路構造物への影響が甚大（劣化を早める）

⇒ コンクリート床板への影響度は、重量(軸重)の約12乗に比例



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

- 車両総重量の一般的制限値（国管理道路は最大27t）を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発（レッドカード）の対象とします。（基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による）

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

- 無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

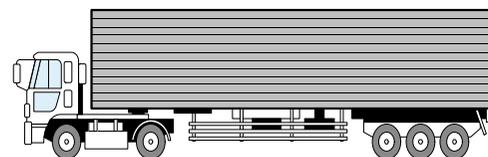
27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合であっても、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

- 道路法104条（無許可）により、100万円以下の罰金等

(参考)道路法に基づく特車違反に対する罰則

違反事由		適用条項／違反内容	罰則
措置命令違反	一般的制限	(道路法 § 103⑥) ・道路管理者の措置命令に違反して車両を通行させている者	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	橋梁等の制限	(道路法 § 104③) ・反復して同一の道路を基準を超えて通行させようとする者に対し、道路の補強等必要な措置を講じる命令に違反して車両を通行させた者	100万円以下の罰金
	幅の個別制限	(道路法 § 105) ・幅等の個別的制限値を超える車両を通行させている者に対する措置命令に違反して車両を通行させた者	50万円以下の罰金
橋梁等の制限違反		(道路法 § 103③④) ・道路管理者が道路標識によって通行を禁止又は制限しているトンネル、橋、高架の道路等において、標識に表示されている制限値を超える車両を許可を受けずに車両を運行した者、又は許可内容および許可条件に違反して車両を通行した者	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
一般的制限違反		(道路法104①) ・一般的制限値を超える車両を無許可で通行させた者又は、許可内容及び許可条件に違反して車両を通行させた者	100万円以下の罰金
許可証不携帯		(道路法104②) ・道路管理者の特殊車両通行許可を受け、当該許可にかかる通行をする場合に当該許可証を車両に備え付けなかった者	100万円以下の罰金
報告・立入検査の拒否		(道路法106②) ・道路管理上必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は道路管理者からの立入検査を拒み、若しくは妨げた者	30万円以下の罰金
法人両罰		(道路法 § 107) ・違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対して罰則を適用する。	各条の罰則

4. 最近の施策等の動向

(1) 協議状況の見える化

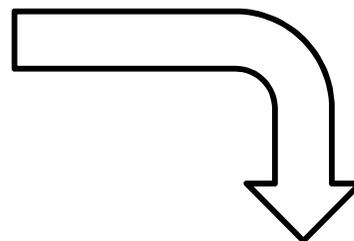
協議状況の見える化

申請者が進捗状況の特車通行許可システム(ウェブサイト)にて確認できるよう改善(H30年度～)

<見える化イメージ>

個別協議状況一覧							
申請者ID:	3001MAJ						
申請件数:	12件						
到達番号	受理日	受理番号	申請提出窓口	個別協議発生件数	回答件数	回答確認日	詳細
180008188	2018/04/16	第800008号	関東地方整備局	4件	0件		詳細
180008188	2018/04/16	第800041号	関東地方整備局	4件	0件		詳細
180008182	2018/04/16	第800040号	関東地方整備局	4件	0件		詳細
170404024	2018/03/09	第701270号	関東地方整備局	1件	0件		詳細
170404014	2018/03/09	第701271号	関東地方整備局	1件	0件		詳細
170404012	2018/03/09	第701272号	関東地方整備局	2件	0件		詳細
170408189	2018/04/10	第800008号	関東地方整備局 柏武国海事務所	3件	2件		詳細
170402070	2018/04/13	第800008号	関東地方整備局 柏武国海事務所	2件	2件	2018/05/07	完了
170403085	2018/04/03	第800008号	関東地方整備局 柏武国海事務所	3件	3件	2018/05/15	完了
170403087	2018/04/03	第800008号	関東地方整備局 柏武国海事務所	3件	3件	2018/05/16	完了
170403088	2018/04/03	第800008号	関東地方整備局 柏武国海事務所	3件	2件		詳細
170403086	2018/04/03	第800007号	関東地方整備局 柏武国海事務所	3件	3件	2018/05/16	完了

協議状況を確認したい申請
案件の「詳細」をクリック



個別協議状況確認(イメージ)

到達番号 : 000012345
 受理番号 : ●国交対特車 令和3年度 × × ×
 受理日付 : 令和3年4月3日
 個別協議 : 3件
 発生件数

自治体別協議の状
況を確認可能

協議先事務所一覧		協議開始日	回答確認日
	■ ■ 県庁	2021/04/04	(協議中)
済	● 町	2021/04/04	2021/04/12
済	▲ ▲ 市	2021/04/04	2021/04/18

(2) 誘導車の配置条件の合理化について

誘導車の配置条件の合理化について(令和3年3月29日施行)

物流業界における人手不足の解消や生産性の向上を後押しするため、特殊車両の運転者と講習を受講した誘導車の運転者の緊密な連携を前提に、道路の構造の保全や交通の安全の確保を図りつつ、通行条件を合理化。

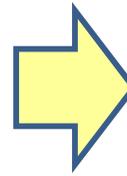
見直しの主な内容

○誘導車の配置

《現行》

	通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	前後2台の誘導車を配置
交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前後2台の誘導車を配置

※誘導車の具体的な役割は不明確。



	通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	後1台の誘導車を配置 (D条件の場合、すれ違い等の際、一時停止)
交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前1台の誘導車を配置



ガイドラインを策定し、**誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等を明確化**

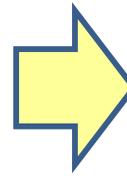
→ これまで2台に期待されていた役割を1台で果たすことが可能に



○誘導車の運転者

《現行》

運転者	誰でも可
-----	------



運転者	ガイドラインに基づく講習※受講者に限定
-----	---------------------

※国交省がオンライン上で提供等

誘導車の配置条件の合理化について(令和3年3月29日施行)

広報資料(チラシ)

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

誘導車を適切に配置しましょう！

※ 特殊車両の通行許可に誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は、通行条件違反となります。



令和3年3月29日以降、
①誘導車の運転には講習が必要となり、②特殊車両の前後に必要な誘導車の配置が、基本的に前方又は後方の1台(注)になります。

また、特殊車両の運転者の役割も明確化したので、誘導車と連携し、安全な通行等をお願いします。



(注)・特殊車両で特に大きなものや重いものを運搬させようとする者等は、誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、適切に配置することが必要です。また、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせて下さい。

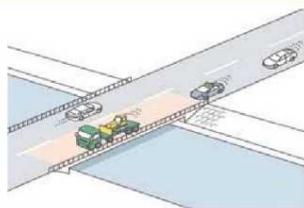
・やむを得ない場合には、道路管理者の判断で誘導車の追加配置等の条件が付されることがあります。

※ 改正から1年間は、従前の例によることができるとし、既に改正前の規定に基づき条件が付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができます。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化したので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。

【URL】http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf



国土交通省

■ 特殊車両を運転するドライバーの方へ!!

- ★ 通行条件の見直しにより、特殊車両の通行方法も明確化しました。
- ★ 特に、条件の付いた橋梁等に進入する際には、自ら前方の他の車両との距離を十分に確保する等して、同一径間内を他の車両と同時に通行しないことが必要です。

■ 誘導を他の事業者に外注する方へ!!

- ★ 通行が終了するまでの間、以下の方法等により、誘導車の運転者の受講修了を必要に応じて確認できるようにして下さい。
 - 受講修了書の写しを事前に提出させ、控えておくこと。
 - 誘導車の運転者が、本人の受講修了書を携行していることを確認しておくこと。

※ 取締時等において確認できない場合は、通行条件違反となります。

■ 誘導車を運転するドライバーの方へ

★ 誘導車を運転する前に、国土交通省が無償で提供するオンライン講習等の受講が必要です。

オンライン講習は、令和2年12月25日から開始されます!!

〈国土交通省が定める講習一覧〉

【URL】<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>



国土交通省

誘導車の配置条件の合理化について(令和3年3月29日施行)

特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン

特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン



令和2年12月

国土交通省 道路局

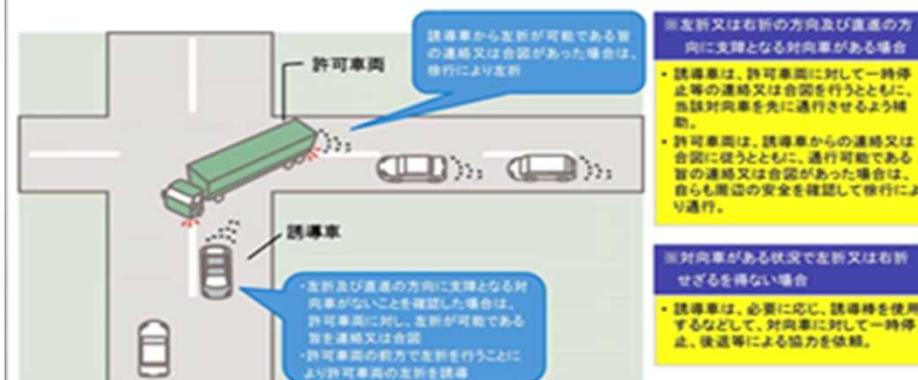
国土交通省が提供するオンラインシステムによる講習



4. ガイドライン

国土交通省

■寸法C条件を付された交差点を左折する場合
※誘導車が、支障となる対向車がないことを確認した場合



(3) 高速道路における特車許可基準(車幅)の見直し

高速道路における特車許可基準(車幅)の見直し

NEXCO3社及び本四高速の管理する高速道路において、会社間で運用が異なる車幅の許可基準を見直し、統一化(令和2年12月1日より実施)

※令和3年9月末時点

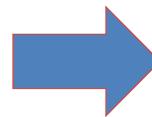
		全国路線網を形成する道路		3.3mまで 通行可能延長
		4車線以上 (片側2車線以上)	暫定2車線 (片側1車線)	2,210km ⇒7,720km
東日本	関東	3.0m⇒3.3m	3.0m	2,080km ⇒3,160km
	関東以外	3.3m	3.0m~3.3m	
中日本		3.0m⇒3.3m	3.0m~3.25m	0km ⇒1,870km
西日本		3.0m⇒3.3m	3.0m~3.25m	130km ⇒2,580km
本四高速		3.0m⇒3.3m	3.0m	0km ⇒110km

延長は概数です。

※1: 京葉道路、第三京浜等、現行で3.5mの運用を行っているものは、引き続き3.5m(徐行条件有)とする。

※2: 中央道、東名阪道、第二京阪、第二神明の端部(都市高速接続)、近畿道、神戸淡路鳴門道、長崎バイパスなど一部区間については、道路規格上3.3mが確保できないため、2.5mまたは3.0mの運用とする。

車幅3.3m通行可能延長
2,210km



車幅3.3m通行可能延長
7,720km

高速道路における特車許可基準(車幅)の見直し

高速道路機構HP掲載

■車両幅に制限があるインターチェンジについて

前ページに記載がある車両幅の許可限度値<目安>の路線でも、以下の表のインターチェンジ(IC)は、料金所レーン幅等の制限や接続街路などにより通行制限があります。なお、この表は車両長さの諸元が一般的制限値内の場合です。

車両長さの諸元が一般的制限値を超える場合は、ランプ構造や接続街路などにより、車両幅と車両の長さにより通行制限がありますのでご注意ください。

詳細は、各高速道路会社の窓口にお問い合わせください。

NO	路線	IC名称	入口・出口	会社名	都道府県	備考
1	道央自動車道	砂川SAスマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	北海道	車長12.0m以下
2	道央自動車道	糠床SAスマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	北海道	車長12.0m以下
3	東北自動車道	白河中央スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	福島県	
4	東北自動車道	碓氷スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	福島県	車長9.0m以下
5	東北自動車道	郡山中央スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	福島県	
6	東北自動車道	福島松川スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	福島県	車長9.0m以下
7	東北自動車道	泉PAスマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	宮城県	車長12.0m以下
8	東北自動車道	二本木スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	宮城県	車長12.0m以下
9	東北自動車道	長者原スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	宮城県	車長12.0m以下
10	東北自動車道	奥州スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	岩手県	
11	東北自動車道	矢巾スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	岩手県	
12	東北自動車道	滝沢中央スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	岩手県	
13	常磐自動車道	谷本スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	福島県	
14	常磐自動車道	南相馬高島スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	福島県	
15	常磐自動車道	山形南スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	宮城県	
16	常磐自動車道	鳥の海スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	宮城県	
17	仙台東部道路	名取中央スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	宮城県	
18	磐城自動車道	田村スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	福島県	
19	磐城自動車道	新鶴スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	福島県	車長12.0m以下
20	山形自動車道	寒河江SAスマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	山形県	車長12.0m以下
21	秋田自動車道	横手北スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	秋田県	
22	秋田自動車道	西仙北スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	秋田県	車長12.0m以下
23	八戸自動車道	八戸スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	青森県	
24	東北自動車道	津田スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	埼玉県	東京方向ハーフ 車長6.0m以下
25	東北自動車道	佐野SAスマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	栃木県	車長12.0m以下
26	東北自動車道	上河内スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	栃木県	車長12.0m以下
27	東北自動車道	那須高原スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	栃木県	車長12.0m以下
28	東北自動車道	矢板北スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	栃木県	
29	関越自動車道	三芳スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	埼玉県	新潟方向ハーフ 車長6.0m以下
30	関越自動車道	坂戸西スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	埼玉県	
31	関越自動車道	寄居スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	埼玉県	
32	関越自動車道	上里スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	埼玉県	車長12.0m以下
33	関越自動車道	高崎西スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	群馬県	
34	関越自動車道	碓氷スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	群馬県	車長6.0m以下
35	北関東自動車道	碓氷江スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	群馬県	車長12.0m以下
36	北関東自動車道	太田強戸スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	群馬県	
37	上信越自動車道	佐久平スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	長野県	車長12.0m以下
38	上信越自動車道	小布施スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	長野県	車長12.0m以下
39	長野自動車道	穂積スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	長野県	関谷JCT方向ハーフ 車長6.0m以下
40	常磐自動車道	三郷料金所スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	埼玉県	水戸方向ハーフ
41	常磐自動車道	石岡小栗玉スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	茨城県	
42	常磐自動車道	友部SAスマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	茨城県	車長12.0m以下
43	常磐自動車道	水戸北スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	茨城県	
44	常磐自動車道	東郷スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	茨城県	車長6.0m以下
45	館山自動車道	君津PAスマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	千葉県	東京方向ハーフ 車長6.0m以下
46	新空港自動車道	成田スマートIC	入口	東日本高速道路(株)	千葉県	新空港IC方向入口のみ
47	北陸自動車道	東海スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	車長8.5m以下
48	北陸自動車道	泉スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	車長16.5m以下
49	北陸自動車道	長岡北スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	車長16.5m以下
50	北陸自動車道	大潟スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	車長12.0m以下
51	関越自動車道	長岡南越路スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	車長12.0m以下
52	関越自動車道	大和スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	車長12.0m以下
53	信越自動車道	新井スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	車長12.0m以下
54	信越自動車道	新井西スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	新潟市街方面ハーフ
55	日本東北自動車道	新潟東スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	車長16.5m以下
56	日本東北自動車道	新潟西スマートIC	入口・出口	東日本高速道路(株)	新潟県	新潟市街方面ハーフ 車長12m以下
57	東名高速道路	足柄スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	静岡県	
58	東名高速道路	駒門スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	静岡県	車長16.5m以下
59	東名高速道路	富士スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	静岡県	車長12.0m以下
60	東名高速道路	富士川スマートIC	入口	中日本高速道路(株)	静岡県	車長12.0m以下
61	東名高速道路	富士川スマートIC	出口	中日本高速道路(株)	静岡県	車長8.5m以下
62	東名高速道路	遠州豊田スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	静岡県	車長12.0m以下
63	東名高速道路	石川スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	静岡県	
64	新東名高速道路	駿河沼津スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	静岡県	車長12.0m以下
65	新東名高速道路	遠州静岡スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	静岡県	車長12.0m以下制限
66	首都圏中央連絡自動車道	厚木PAスマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	神奈川県	車長16.5m以下
67	中央自動車道	甲府スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	東京都	山梨方面ハーフ 車長12.0m以下
68	中央自動車道	鎌倉スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	山梨県	車長6.0m以下
69	中央自動車道	河口湖IC	出口	中日本高速道路(株)	山梨県	大月方面のみ
70	中央自動車道	甲府南IC	入口	中日本高速道路(株)	山梨県	
71	中央自動車道	甲府昭和IC	入口	中日本高速道路(株)	山梨県	
72	中央自動車道	双葉スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	山梨県	車長12.0m以下
73	中央自動車道	新橋IC	入口	中日本高速道路(株)	山梨県	
74	中央自動車道	小淵川スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	長野県	車長12.0m以下
75	中央自動車道	駒ヶ谷スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	長野県	車長12.0m以下
76	中央自動車道	盛光寺スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	長野県	車長12.0m以下
77	長野自動車道	梓川スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	長野県	車長12.0m以下
78	名古屋第二環状自動車道	上社IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	内回り(四日市)方面入口
79	名古屋第二環状自動車道	大引IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	外回り(東名)方面入口
80	名古屋第二環状自動車道	大森IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	内回り(四日市)方面入口

NO.	路線	IC名称	入口・出口	会社名	都道府県	備考
81	名古屋第二環状自動車道	小幡IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	外回り(東名)方面入口
82	名古屋第二環状自動車道	松河戸IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	内回り(四日市)方面入口
83	名古屋第二環状自動車道	勝川第一IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	外回り(東名)方面入口
84	名古屋第二環状自動車道	勝川第二IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	内回り(四日市)方面入口
85	名古屋第二環状自動車道	山田西第二IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	内回り(四日市)方面入口
86	名古屋第二環状自動車道	大治南IC	入口	中日本高速道路(株)	愛知県	外回り(東名)方面入口
87	名神高速道路	安八スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	岐阜県	
88	名神高速道路	大垣IC(下り)	出口	中日本高速道路(株)	岐阜県	
89	名神高速道路	養老SAスマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	岐阜県	車長12.0m以下
90	東海環状自動車道	綾ヶ池スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	愛知県	車長12.0m以下
91	伊勢自動車道	多気ウイングスマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	三重県	伊勢方面からの出口のみ
92	北陸自動車道	南条スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	福井県	車長12.0m以下
93	北陸自動車道	安宅スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	石川県	福井方面ハーフ 車長12.0m以下
94	北陸自動車道	徳光スマートIC(上り)	入口・出口	中日本高速道路(株)	石川県	福井方面 車長6.0m以下
95	北陸自動車道	徳光スマートIC(下り)	入口・出口	中日本高速道路(株)	石川県	新潟方面 車長12.0m以下
96	北陸自動車道	高岡砺波スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	富山県	
97	北陸自動車道	流形スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	富山県	車長12.0m以下
98	北陸自動車道	入善スマートIC	入口・出口	中日本高速道路(株)	富山県	車長12.0m以下

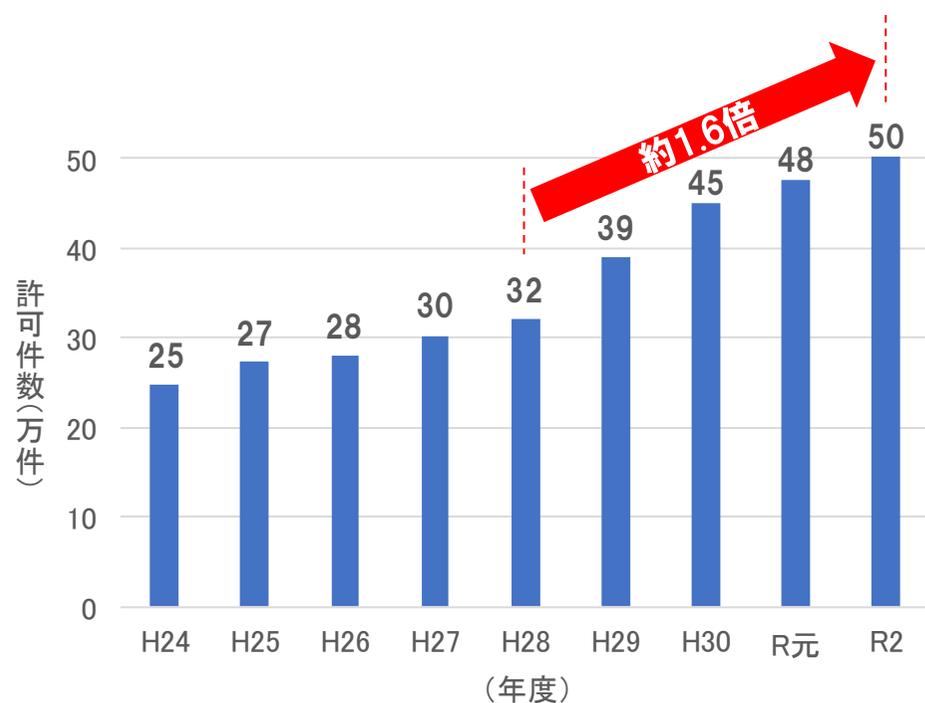
NO.	路線	IC名称	入口・出口	補足	会社名	都道府県	備考
1	阪和自動車道	松原IC	出口	3.0mまで通行可	西日本高速道路(株)	大阪府	
2	阪和自動車道	泉南IC	入口・出口	3.0mまで通行可	西日本高速道路(株)	大阪府	
3	舞鶴若狭自動車道	綾部IC	入口・出口	3.0mまで通行可	西日本高速道路(株)	京都府	
2	新名神高速道路	宝塚北スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	兵庫県	車長12.0m以下
3	中国自動車道	津山IC	入口	3.24mまで通行可	西日本高速道路(株)	岡山県	
4	中国自動車道	院庄IC	出口	3.25mまで通行可	西日本高速道路(株)	岡山県	
5	中国自動車道	落合IC	入口	3.25mまで通行可	西日本高速道路(株)	岡山県	
6	中国自動車道	大庄スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	岡山県	車長8.5m以下
7	中国自動車道	加計BSSスマートIC	入口・出口	3.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	広島県	車長12.0m以下
8	中国自動車道	徳池IC	入口	2.0mまで通行可	西日本高速道路(株)	山口県	
9	中国自動車道	徳池IC	出口	3.1mまで通行可	西日本高速道路(株)	山口県	
10	中国自動車道	湯田温泉スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	山口県	車長12.0m以下
11	山陽自動車道	吉備スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	岡山県	車長6.0m以下
12	山陽自動車道	福山SAスマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	広島県	車長6.0m以下
13	山陽自動車道	沼田PASスマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	広島県	車長6.0m以下
14	山陽自動車道	宮島スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	広島県	車長12.0m以下
15	米子自動車道	大山高原スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	鳥取県	車長12.0m以下
16	浜田自動車道	金城スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	鳥取県	車長12.0m以下
17	高松自動車道	府中湖スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	香川県	車長12.0m以下
18	徳島自動車道	松茂スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	徳島県	車長12.0m以下
19	徳島自動車道	吉野川スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	徳島県	車長12.0m以下
20	高知自動車道	土佐PASスマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	高知県	車長6.0m以下
21	九州自動車道	福岡本線(福岡都市高速道路方面)	出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	福岡県	福岡都市高速道路方面
22	九州自動車道	須恵スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	福岡県	車長6.0m以下
23	東九州自動車道	今川スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	福岡県	車長12.0m以下
24	東九州自動車道	別府浜スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	大分県	車長12.0m以下
25	大分自動車道	由布岳スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	大分県	車長12.0m以下
26	長崎自動車道	小城スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	佐賀県	車長12.0m以下
27	長崎自動車道	小埜スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	長崎県	車長12.0m以下
28	沖縄自動車道	喜舎場BSSスマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	西日本高速道路(株)	沖縄県	車長6.0m以下
29	神戸淡路鳴門自動車道	淡路北スマートIC	入口	2.5mまで通行可	本州四国連絡高速道路(株)	兵庫県	本州・四国方面の入口のみ
30	神戸淡路鳴門自動車道	淡路島中央スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	本州四国連絡高速道路(株)	兵庫県	
31	西瀬戸自動車道	尾道大橋出入口	入口・出口	2.5mまで通行可	本州四国連絡高速道路(株)	広島県	接続道路による制限

(4) 新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行許可件数、審査日数の推移

- 特殊車両通行許可件数については、ドライバー不足等に伴う車両の大型化の進展により、許可件数が増加
- 申請件数の増加に伴い、審査日数が長期化する中、迅速化の取組により一定程度短縮したが、更なる短縮は困難な状況

■ 許可件数の推移



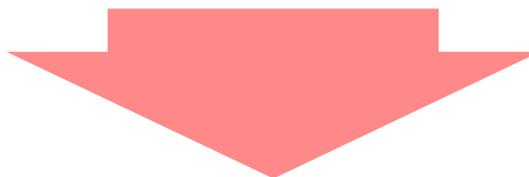
■ 審査日数の推移



道路法等の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 大型車による物流需要の増大に伴い、特殊車両の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大し、生産性が低下（過積載等の法令違反も依然として散見）

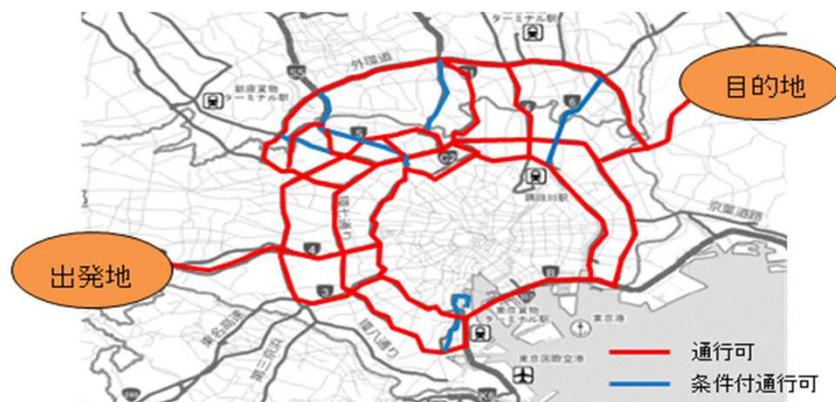


法律の概要

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設 【道路法、道路特措法】

○ デジタル化の推進により、登録を受けた特殊車両が即時に通行できる制度を創設

- ◆ 事業者は、あらかじめ、**特殊車両を国土交通大臣に登録**
- ◆ 事業者は、発着地・貨物重量を入力して**ウェブ上で通行可能経路を確認**
- ◆ 国土交通大臣は、ETC2.0を通じて**実際に通行した経路等を把握**
- ◆ 国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることができる



ウェブ上に表示される複数の通行可能経路(イメージ)

令和2年5月27日公布
令和4年4月1日施行

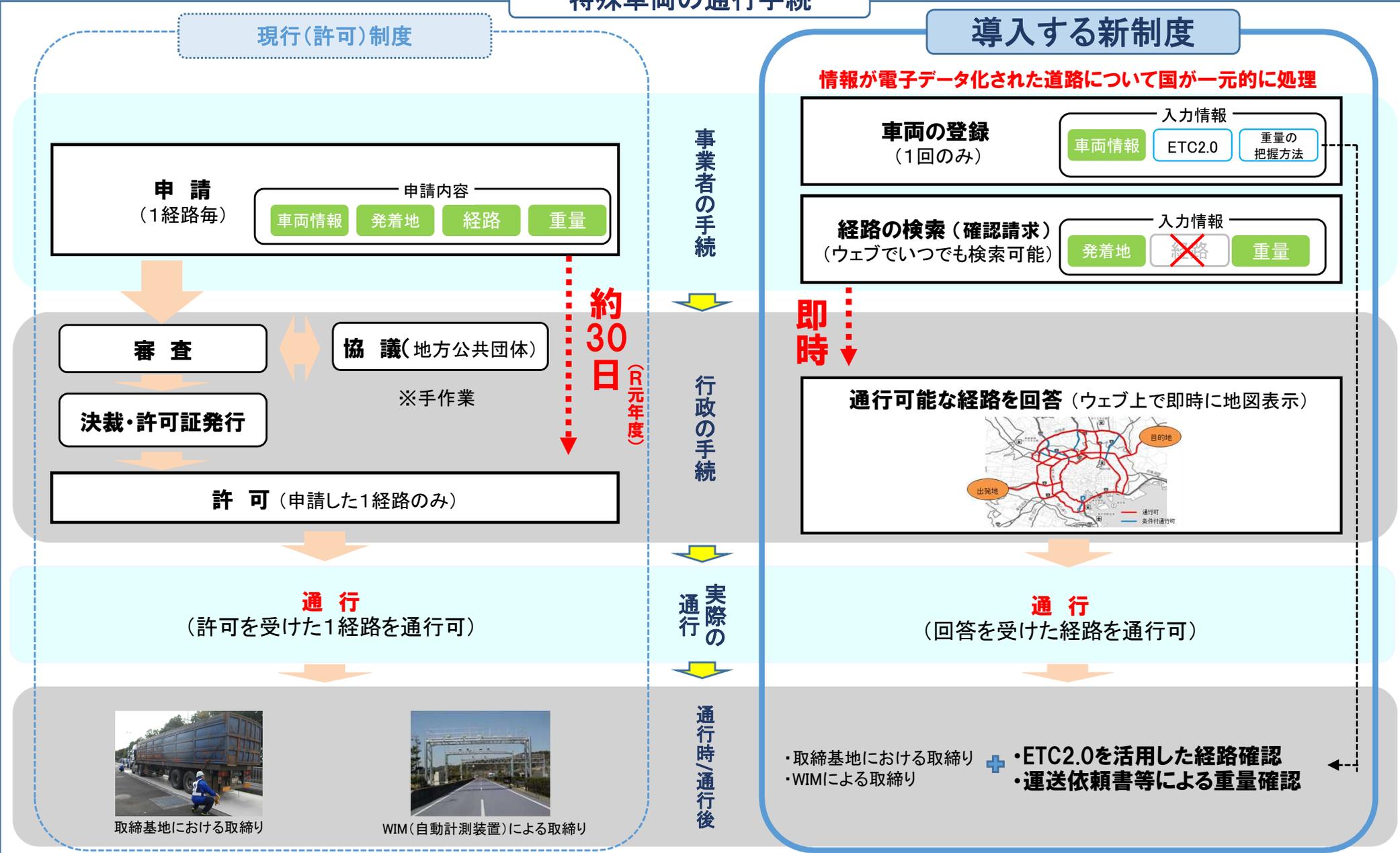
物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設
(公布:令和2年5月27日 施行:令和4年4月1日)

特殊車両の通行手続

導入する新制度



※国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることが可能

新たな確認制度の手数料について

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路=重要物流道路・大型車誘導区間)

※接続する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】 (※目的地や経由地の追加等を想定)

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

通行可能経路の確認方法について

通行可能経路の確認方法は、①経路検索 と ②マップ検索(都道府県単位) があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地から目的地までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて確認 		
マップ検索※ (都道府県単位)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地、目的地を含む 都道府県内の道路網を確認 		

※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

特殊車両通行制度の比較

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、使い勝手が良い(早い、簡単、便利)手続き となっている。
現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件 (主経路・代替路・渡り線) 600円

現行許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約30日※]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路(片方向)ごとに許可]



- すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料
1経路につき 200円
(道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和元年度実績

新たな確認制度

- 早い
[オンラインシステムで即時に確認]
- 簡単
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- 便利
[複数経路(双方向)を一度に確認]



※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

- 情報が電子データ化された道路、登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料
1確認につき 600円
(基本検索の場合。別途、登録手数料が必要)

新たな確認制度の試行について

- 新たな通行確認制度の令和4年4月1日(金)の運用開始に向けて、令和4年2月7日(月)より試行を開始します。
- 詳細については、国交省HP等において、改めて周知させていただきます。



令和3年12月24日
道路局

限度超過車両の新たな通行確認制度の試行を開始します！

～試行開始日をお知らせします～

国土交通省は、限度超過車両の新たな通行確認制度の令和4年4月1日(金)の運用開始に向けて、令和4年2月7日(月)より試行を開始します。

1. 概要

改正後の道路法により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両(限度超過車両)を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両について、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日(金)に施行されます。

円滑な運用開始に向けて、実際の運用が始まる前に、どのような仕様となっているか、使い勝手を試していただくために試行を開始します。

なお、詳細については改めて発表いたします。

2. 試行開始日

令和4年2月7日(月)

【問い合わせ先】

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 課長補佐 田中、係長 伊藤
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8483 (内線 37436) FAX 03-5253-1617

特殊車両の通行に関する新たな制度の具体的運用に関するよくあるご質問①

<制度全般>

Q1. 既存の許可制度から新たな制度に変更となるのか。

A 既存の許可制度に加え、新たな制度が創設されましたので、新たな制度の施行後は、両制度が併存します。

Q2. 既存の許可制度と何が違うのか。

A 既存の許可制度においては、手続完了まで一定の期間を要するほか、申請の都度、車両諸元を入力し、また、1経路ごとに通行経路を細かく指定する必要がありましたが、新たな制度では現行の許可制度に比べて、早い(即時に通行可能経路を確認できる)、簡単(一度車両を登録すれば、出発地・目的地・積載重量(貨物車両の場合)等を入力するだけ)、便利(代替経路や都道府県内の経路など複数の経路が一度に確認できる)な手続となります。

Q3. 新たな制度では、優良事業者の許可期間延長は適用されるのか。

A 新たな制度では、すべての事業者において、登録は5年間、確認(検索)結果は1年間有効となります。

Q4. パソコンにシステムをダウンロードして利用するのか。

A 現行許可に係るシステムと同様、申請のホームページにアクセスして頂き、申請をして頂くこととなります。そのため、特段、ソフトウェア等のダウンロードの必要はありません。

特殊車両の通行に関する新たな制度の具体的運用に関するよくあるご質問②

<車両の登録>

Q5. 登録手数料について、連結車の場合、トラクタとトレーラの両方に課金されるのか。

A 連結車の場合、トラクタとトレーラをそれぞれ登録して頂く必要がありますが、登録手数料は、トラクタ単位で算定します。

Q6. 登録できる車両の重量がセミトレーラ連結車で143.6トン以下という大きな数値となっているが何かあるのか。

A 車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第13条において、限度超過車両の登録に係る車両幅等の基準を定めていますが、この値については、システムにおいて自動で算定可能な上限値を定めています。

なお、車両の登録ができた場合でも、実際の経路確認において通行可能と判定されるか否かについては、各道路の構造によることとなります。

Q7. トレーラの相互使用により他社のトレーラを牽引することがあるが、車両登録に他社の車両も登録可能なのか。他社車両も登録が可能であって、他社が既に登録済みの場合、自社で他社車両を再度登録すると登録費用がかかるのか。

A トレーラの相互使用により他社のトレーラを牽引する場合、当該他社のトレーラを車両登録することは可能です。

なお、登録手数料については、Q5における回答のとおり、トラクタ単位での算定になりますので、当該他社のトレーラに登録手数料はかかりません。

特殊車両の通行に関する新たな制度の具体的な運用に関するよくあるご質問③

<経路の確認>

Q8. 経路検索と都道府県検索は、具体的にはどのような検索なのか。

A 経路検索は、出発地から目的地までの主経路と代替路、その2本をつなぐ道路(渡り線)の双方向(往復)をセットで表示することになり、この確認1件(トラクタ1台あたり)の手数料が600円となります。

一方、都道府県検索は、1つの都道府県内の主要な道路(重要物流道路及び大型車誘導区間)のすべてを表示することになり、この確認1件(トラクタ1台あたり)の手数料が400円(1都道府県あたり。接続する都道府県を同時に検索し、確認する場合は、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)となります。

なお、両検索ともに、基本的には主要な道路の表示となりますが、出発地又は目的地が主要な道路と接していない場合は、主要な道路までの経路(ラストマイル)について、主要な道路以外の道路で検索し、表示します。

ただし、いずれの検索についても、ラストマイルを含め検索対象となるのは、情報が電子データ化された道路(収録道路)に限ります(Q9参照)。

Q9. 収録道路、未収録道路を問わず全ての道路を対象に検索できるのか。

A 新たな制度は、電子データ化された道路情報等を基に、即時に通行可能経路を検索するものであることから、未収録道路については検索されません。

Q10. 経路検索で代替経路と渡り線は必ず表示されるのか。

A 検索の結果、通行可能な経路が存在しない場合は、表示されません。

<経路の確認>

Q11. 包括申請(複数車両をまとめて一度に申請)はできるのか。その場合の手数料はどのようなのか。

A 包括申請はできます。

この場合の手数料は、トラクタの台数分必要になります。

(例)

トラクタ1台とトレーラ5台の包括申請＝トラクタ1台×600円＝600円

トラクタ3台とトレーラ5台の包括申請＝トラクタ3台×600円＝1,800円

Q12. 同条件の車両で過去に特車許可実績がある収録道路の経路であれば、新制度でも通行可能な経路として必ず出てくるのか。

A 基本的には、通行可能な経路として表示されますが、道路の老朽化等により、通行可能な経路として表示されないこともあります。

Q13. 許可証は発行されるのか。現地取締りがあった場合には、何か提示するのか。

A 通行可能な経路があれば、確認結果を記載した回答書が交付されますので、取締り時には、この回答書(電子データのままでも可)の提示(又は表示)をお願いします。

Q14. 通行条件も出てくるのか。

A 通行条件別に色分けした通行可能経路が表示されます。

特殊車両の通行に関する新たな制度の具体的な運用に関するよくあるご質問⑤

<経路の確認>

Q15. 手数料の支払いはどのように行うのか。

A 徴収方法につきましては、クレジットカード又はペイジーによるオンライン決済システムを構築予定です。

<要件>

Q16. 経路確認はETC2.0で行われるのか。

A そのとおりです。

Q17. 重量確認で保存する書類は、具体的にどのような書類が対象となるのか。電子データでの保存でも良いのか。

A 送り状(運送依頼書)や業務記録(運転日報)、重量計による計測結果など、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸しの日時及び場所を明らかにできる書類(通行経路に係る記録と組み合わせてこれを明らかにできる書類を含む。)であれば、結構です。

なお、これらの書類は、電子データによる保存でも結構です。

<その他>

Q18. 新しい制度となるが、講習会などは開催しないのか。

A 円滑な施行のため、制度施行前の一定期間、システム運用の試行を行う予定ですが、事業者団体等を通じた説明会のご要望に対しましては、可能な限り、対応していきたいと考えています。